SPECIAL TOPICS

特集 令和5年度ごみの処理状況 ～ごみの減量にご協力をお願いします～

循環型社会の構築が求められるなか、ごみをごみとしてではなく資源として出すことが、今後はより重要になってきます。

この特集では、ごみの処理状況をお伝えするとともに、ごみの量と処理にかかる費用を公開します。市民の皆さんの、さらなる資源化に向けた取り組みにご協力をお願いします。

問環境課ごみ減量推進係☎042-497-2534

ごみ処理と資源収集実績

行政収集ごみ

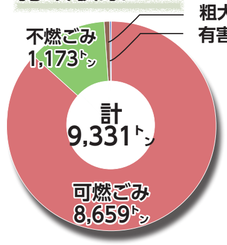

【行政収集ごみとは】
資源物以外の家庭から出た「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」で市や市の委託業者が収集したごみを指します。

直接搬入ごみ

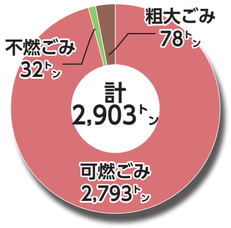

【直接搬入ごみとは】
柳泉園組合へ市民の皆さんから直接持ち込まれるごみと市内事業所から排出された可燃ごみ（収集運搬許可業者が持ち込んだごみ）を指します。

行政収集ごみ、直接搬入ごみのどちらも可燃ごみが大半を占めています。収集実績（量）では令和5年度は、皆さんのご協力もあり、令和4年度に比べて約315トン（約2㌫）減少しています。

収集・直接搬入されたごみは中間処理施設である「柳泉園組合」（東久留米市内）で焼却・分別などの中間処理を行っています。焼却処理した後の焼却灰は二ツ塚最終処分場（西多摩郡日の出町）へ搬入されます。そこでエコセメント化され、L形側溝などのコンクリート二次製品にリサイクルしています。

■直近5年間の主な家庭ごみなどの排出量について

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	9,754	9,736	9,326	9,009	8,659
不燃ごみ	1,400	1,589	1,277	1,243	1,173
粗大ごみ	86	105	88	89	75
有害ごみ	26	29	25	24	24
一般廃棄物処理基本計画で定めた1人1日あたりの排出目標量（㌘）	409	404	399	408	402
1人1日あたりの実排出量（㌘）	418	425	398	387	371

行政収集ごみ ＋ 直接搬入ごみ
＝
ごみ排出量合計 12,834トン

行政収集資源物

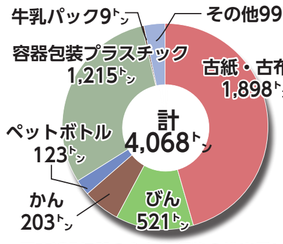

【行政収集資源物とは】
家庭から出た容器包装プラスチック、ペットボトル、びん・かん、古紙・古布などを市や市の委託業者が収集したものを指します。

集団回収資源物

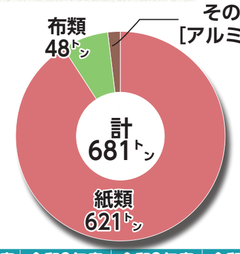

【集団回収資源物とは】
日常生活で排出される資源物を、市内の自治会や子ども会などの団体が集め、資源回収業者に回収してもらったものを指します。

資源物として収集された、びん・かんは柳泉園組合、古紙・古布類は東多摩再資源化事業協同組合、容器包装プラスチック・ペットボトルは、東村山にある指定保管施設へ搬入され、資源化処理をしてそれぞれが再資源化されます。

行政収集資源物
＋
集団回収資源物
＝
資源物収集量合計 4,749トン

■直近5年間の主な資源物の排出量について

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般廃棄物処理基本計画で定めた1人1日あたりの排出目標量（㌘）	204	206	207	190	190
1人1日あたりの実排出量（㌘）	183	196	187	184	174
資源化率（多摩地域ごみ実態調査より）	35.6%	36.9%	37.3%	37.1%	36.7%

ごみ処理にかかる経費など

◆ごみ処理にかかる経費

ごみ収集運搬等費用	
ごみ収集運搬等	511,053千円
中間処理費用	
柳泉園組合負担金	193,527千円
最終処分費用	
東京たま広域資源循環組合負担金	177,443千円
有料ごみ袋等費用	
指定収集袋作製・配布委託料	57,994千円
ごみ袋・粗大ごみ処理券事務委託料	12,956千円
その他経費	29,810千円
職員人件費	82,163千円
合計	1,064,946千円

◆財源の内訳

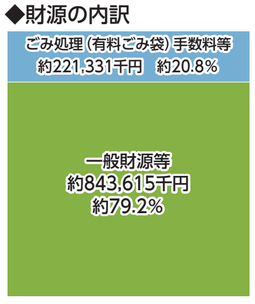

左記のように、令和5年度のごみ処理にかかる費用は、総額約10億6,500万円となっています。

本来この経費は、ごみ処理（有料ごみ袋）手数料や粗大ごみ処理手数料等で賄っていくことが望ましいのですが、その総額は約2億2,100万円で、残りの8億円以上を皆さんに納めていただいた市税などで補っているのが実情です。

このようにごみ処理には多額の費用が必要であることから、日ごろより市民の皆さんにはごみの減量や分別排出にもご尽力いただいていますが、更なるご協力をお願いします。

家庭から出た使用済み 廃食用油の回収はじめました。

◆家庭の廃食用油がSAFになるまで

令和6年度から、これまで廃棄するしかなかった家庭から出た廃食用油の回収事業がはじまりました。回収された家庭の廃食用油は、今後、再生航空燃料（SAF）の原料として活用され、市民の皆さんによる脱炭素への直接的な取り組みにもなります。

また、繰り返し使用可能なリターナブルボトル(専用ボトル)を使うことで、環境に優しい社会の実現に繋げます。専用ボトルは、各公共施設にある廃食用油回収ボックスの中からお取りください。

回収ボックス

リターナブルボトル(専用ボトル)

【専用ボトルの入手方法】
各公共施設に設置している廃食用油回収ボックスから専用ボトルをお取りください（無料貸出）

【回収方法】
廃食用油を入れた専用ボトルを各公共施設に設置している廃食用油回収ボックスに入れてください

回収できる油	家庭で使用した植物由来の食用油 ※賞味期限、消費期限切れの未使用のてんぷら油なども回収します。
回収できない油	動物系油（ラードなど）/マヨネーズやドレッシングソース/鉱物系油（灯油、エンジンオイルなど）/薬品等で固めた油/事業者から排出された業務用油/家庭系以外の廃食油（事業所などから出る廃食油）

【油の詰め方】
①使用済みの食用油は、調理後1時間程度、常温に冷ましてから入れてください。冷まさずに入れると容器が溶ける恐れがあります。
②油を容器に移す際は、天かすなどの固形物はできるだけ取り除いてください。
③必ず専用のボトルに入れてお持ちください。
④使用済みの食用油は容器の8分目くらいまで入れ、ふたをきつく閉めてください。

◆容器包装プラスチックごみを正しく分別してください

容器包装プラスチックごみとは、使い切った後に不用となったプラスチック製の「容器（入れ物）」や「包装」を言います。回収した容器包装プラスチックは、手作業で不適合物を取り除き、資源としてリサイクル事業者に引き渡しています。そのため、汚れたものや不適合物があると資源化することができません。繰り返し充電して使用する小型家電（ハンディファン・モバイル電池・電動歯ブラシ・加熱式たばこなど）、電気コード、刃物などは絶対に混ぜないようご協力をお願いします。

排出方法の分からないものや判断に迷う場合は、問い合わせいただき、正しい分別での排出をお願いします。

手作業で不適合物を取り除いている様子

◆製品プラスチックは「燃やせないごみ」へ

プラスチック製でも、ビデオテープ、浄水器カートリッジ、歯ブラシなどそれ自体が商品であるものは製品プラスチックとなりますので、「燃やせないごみ袋」に入れて出してください。

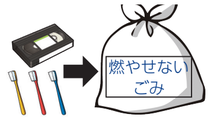

◆ごみ分別アプリをご存じですか？

市ではスマートフォン及びタブレット端末向け「清瀬市ごみ分別アプリ」サービスを実施しています。

お住まいの地域の「収集日程」や「ごみ分別方法」等の確認機能がある他、「粗大ごみ」「剪定枝」の回収申込みもこのアプリで対応できるようになっていますので、ぜひダウンロードして活用してください。下記QRコードからダウンロードできます。

ごみ分別アプリ（Android版）

ごみ分別アプリ（iOS版）

広告欄

社会福祉法人 上宮会グループ
清瀬リハビリテーション病院
診療科目　内科、呼吸器科、消化器科、小児科、リハビリテーション科、歯科（総合リハビリテーション施設）
病床数　168床（回復期98床、一般27床、呼吸器43床）
診療受付時間　月～金 9:00～11:30 13:00～16:30　火・水・木・金・土（第2のみ）9:00～11:30
☎042-493-6111 〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-33 http://www.kiyose-reha.jp

社会福祉法人 上宮会グループ
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）上宮園
特養 定員100床
ショートステイ 定員8床（他空床利用10床）
デイサービス 1日 25名
居宅介護支援事業所
特養・ショートステイ ☎042-493-6118　デイサービス ☎042-494-1990　居宅介護支援事業所 ☎042-491-3200
〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-31 http://www.jyogu.com/jyoguen/

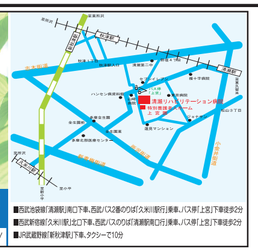
■西武池袋線「清瀬駅」南口下車、西武バス2番のりば「久米川駅行」乗車、バス停「上宮」下車徒歩2分
■西武新宿線「久米川駅」北口下車、西武バスのりば「清瀬駅南口行」乗車、バス停「上宮」下車徒歩2分
■JR武蔵野線「新秋津駅」下車、タクシーで10分

清瀬市広報紙
「市報きよせ」に広告を掲載しませんか？
掲載はカラーで抜群の視認性！
市内の世帯への折込、公共施設にも配架されます。
ご予算に応じたご利用も可能です。詳しくは下記までお問い合わせください
※広告内容につきましては、市の審査が必要となります。
【受付時間】平日10:00～17:30
TEL.0120-609-450
株式会社キョウエイアドインターナショナル
東京都千代田区内幸町2-2-3日比谷国際ビル17階
contact@kyoeiad.co.jp

相続・遺言・遺産整理・相続税申告・家族信託・成年後見・その他裁判
「これから」の安心を創造する
東京けやき法律事務所

弁護士　小池 良
・第二東京弁護士会所属
・清瀬市特定空き家等判定委員
・東京三弁護士会多摩支部
高齢者障害者委員会委員長
・清瀬市役所をはじめとする市民法律相談担当を歴任
法律相談　30分3,000円（税込）
相続・交通事故は初回30分無料
出張相談も別料金で対応可能です

TEL 042-497-1425